

〔類聚名義抄片〕戕河カシ

〔倭訓栞前編六〕加し○中略

倭名抄に、戕河をよめり、所以繫舟と注せり、萬葉集に、かしふるとも、かしふりたて、ともよめる是也、今も玄かいへり、河岸なども書り、即もやひ。。棧也、

〔肥前風土記杵島郡〕昔者纏向日代宮御宇天皇、○景巡幸之時、御船泊此郡磐田杵之村、于時從船狀

歌之穴浴水自出、一云、船泊之處、自成一島、天皇御覽、詔群臣等曰、此郡可謂狀歌島郡、今謂杵島郡、訛之也、

〔萬葉集七〕雜歌〕羈旅作

舟盡フネハタカシ可志振立フリタテ而廬利イホリ爲名古江コエ乃濱邊ノハマノヘ過不勝スガタヌカモ見

〔傍廂後篇〕舟の名を何丸といふ事

船の名を何丸となづくる事、或人の説に、まろはもと卑下の詞にて、みづからの事をまろといへるは、我といふ義にて、後世俗にいふ拙者私などいへると同意なり、さる故にみづからの名を、何鷹某丸と稱せしも、卑下の稱なるを、後には親しみていふ詞となりて、草刈鎌を鎌丸といひし事、萬葉集の歌にあり、小虫を蚱蜢丸あまごも、蛇蟠丸いづつまるなどいひし事、和名抄にあり、されば身の守りとして、たのみ思ふ劔刀の類に、小鳥丸、鬼丸、友切丸などの名あり、後々は親しみ詞が美稱となりて、小兒の名に何丸と號けたるが、又後には高貴の嫡また寺院の兒童にのみありて、凡下の少童には憚るべき事となりたり、大船を何丸と號けしも、萬里の波濤をわたる故に、命にかけし名なりしを、後又美稱となりて、ちひさき舟には號けがたき事となりたり、○中略されば丸は卑下より親愛に移り、親愛より美稱にうつりたるなり、外に故ある事にはあらず、

〔日本書紀十〕應神五年十月、科伊豆國令造船、長十丈、船既成之、試浮于海、便輕泛疾行如、故名其船曰

枯野カラノ、

〔古事記下〕仁徳此之御世、免寸河之西、有二高樹、其樹之影、當旦日者、速淡道島、當夕日者、越高安山、故切